

学校給食関係食育指導教材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県体育協会兵庫県学校給食・食育支援センター（以下「センター」という。）が保有する学校給食関係食育指導教材の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出事務)

第2条 学校給食関係食育指導教材の貸出事務は、食育支援課が取扱うものとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、センター所長が認めた者とする。

2 貸出を希望する者は、事前に食育指導教材貸出申請書（様式1）をセンター所長宛に提出するものとする。

ただし、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡のうえ指示に従うものとする。

(貸出食育指導教材)

第4条 貸出対象となる学校給食関係食育指導教材は、センターが別に定めたものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、学校給食関係食育指導教材到着後2週間以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、期間延長についてセンターと協議のうえ決定するものとする。

(貸出教材数)

第6条 原則として3種類以内とする。

(貸出条件)

第7条 学校給食関係食育指導教材の貸出は、原則として無料とする。但し、貸出及び返却に係る送料は貸出対象者の負担とする。

2 貸出及び返却に係る輸送手段として、センター配送便または普及活動便を利用する場合は、送料を無料とする。

3 貸出対象者は、当該学校給食関係食育指導教材に関しては責任をもって管理し、期日までに返却するものとする。

4 転貸借をしないこと。

5 複製をしないこと。

6 営利目的に使用しないこと。

7 返却時、食育指導教材利用報告書（様式2）を、センターに提出すること。

(学校給食関係食育指導教材の亡失等の場合の処置)

第8条 貸出対象者が当該資料を汚損、破損または亡失させた場合は、該当する修理代金または、製品代金について賠償の責を負うものとする。

(補則)

第9条 この要領による事項以外のことについては、センターと協議のうえ決定するものとする。

附則 この要領は平成23年4月1日から適用する。

附則 この要領は平成24年4月1日から適用する。

附則 この要領は平成29年5月29日から適用する。